



1月21日、ラッセホールにて「第45回母と女性教職員の会・兵庫県集会」をオンラインで開催し、県内外地域から約140人が参加した。

全体会では、森戸中央執行委員長のあいさつの後、水岡俊一参議院議員より連絡提案では、この70年余り、母女の運動は「わが子、教え子を再び戦場に送るな！」をスローガンに全国各地で、地域組合・支部・県・ブロックで、女性たちの思いをつないで地道にしたたかに積み上げてきしたこと、1975年から毎年開催している全国集会では、国連の「女性年」「子ども年」「障害者年」など、国際的な視野に立ち、学び合い、「憲法・平和・教育を守ろう」ととりくんだことを確認した。

「地域のことは地域で、全國的な問題は大きく連帶

する」誰もが安心してくらせる社会であるためにも、母女の運動の原点である。人権・平和・環境・民主主義が大切にされる共生社会をめざしてとりくんでいることを参加者で共有した。

第45回 母と女性教職員の会 兵庫県集会 「子どもたちに平和な未来を」

分科会

第1分科会では、芦屋市立山手中学校の葛尾牧子さん、比嘉美智子さんによる「満蒙開拓とわたしたちの修学旅行のとりくみより」と題した問題提起があつた。

葛尾さんと比嘉さんは、多くの時間をかけ学習しているが、いつもまだ知らないことがあると驚く。このくり返しで、戦争体験は体験した人の数だけあり、そのすべてを知ることはできない、自分たちが知らないことがすべてではない、という大事な大前提に気づいた。また、満蒙開拓の歴史は、流されていくことの恐ろしさや多数派が常に正しいわけではないということをいくつもの事例が教えてくれた。次に同じあまちをくり返さないようにどうすればよいかを考え続け、生徒一人ひとりが現時点でそれぞれの答えを導き出していくことは、「平和宣言」の中に生きていると語った。

第2分科会

第2分科会では、但馬地区・保護者、周海春さんにによる「日常生活の中で感じたジエンダーギャップのいろいろ」と題した問題提起があつた。

周さんは、女性が結婚・出産後、仕事を続けるにくい理由や、あれだけ時間を探して語った。

出産後、仕事を続けるにくい理由や、あれだけ時間を探して語った。

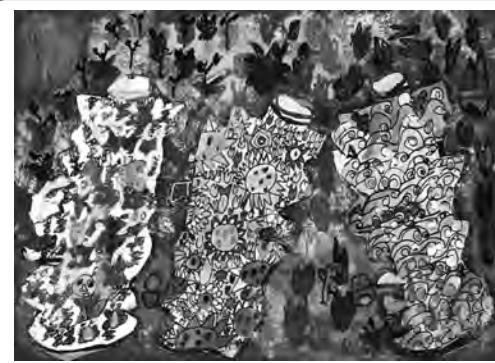
「学校での著作権」について

○教職員

教科書に載っている現代詩や子どもが考えた詩を学級通信に載せて、様々な学級運動に関する法的アドバイスを受けている。今回は、「著作権の利用」をテーマにまとめられたので紹介する。

「つぼからけむりが」

加古川市立野口北小学校 3年 森田 真輝
「子どもの詩と絵 第42集」より



日教組 弁護団コラムより 「著作物の利用について」その2

学級通信に載せることは授業過程での利用ではなく、著作権者である本人や保護者の承諾が必要である。どのもの詩の場合も、学級通信に載ることについて、著作権者が不要なのは、詩人では中原中也、宮沢賢治や八木重吉などのように、亡くなつてから暦年で70年が経過し著作権が消滅してパブリックドメイン(公財)として自由に利用できる場合である。

○教職員 私の学校でも、子どもの作品を外部に紹介したり出品したりする際には、きちんと説明して保護者や本人の承諾を取つている。承諾を得ることは、前回ご指摘のあつた個人情報保護や公務員の秘密保持の観点からも重要なこと。

○教職員 最近、学校ではICTの活用が活発に議論されているが、欠席した子どもだけではなく、子どもたち全員の復習のために、教職員がインターネットを通じてアクセスできるウェブサイトに著作物を含む授業の動画をアップロードしたり、動画を配信した場合がある。

○弁護士 その通り。子どもたちの作品を外部に提出する際には、外部での作品の取扱い方法を事前によく確認した上で、保護者と本人に丁寧に説明して承諾を得る必要がある。

○教職員 学校のウェブサイトに掲載する場合も、学級通信と同じ配慮が必要か。

○弁護士 そう。子どもたちの作品だけではなく、学校の教職員が撮った写真や動画をウェブサイトに掲載する場合も注意が必要である。子どもが写真や動画に写っている時には、肖像権の問題も発生する可能性がある。

○教職員 教科書に載っている詩や子どもが考えた詩を学級通信に載せて、保護者と本人の承諾が必要になる。

○教職員 学校の授業を録画した上で、欠席した子どもに対し、後日学校で録画を視聴させる場合には、著作権の関係で新たな問題は発生しないのか。○弁護士 欠席した子どもへの授業録画の提供は、学校の授業の一形態と言えるので、新たな問題は発生しない。○教職員 最近、学校ではICTの活用が活発に議論されているが、欠席した子どもだけではなく、子どもたち全員の復習のために、教職員がインターネットを通じてアクセスできるウェブサイトに著作物を含む授業の動画をアップロードしたり、動画を配信した場合はどうなのか。

○教職員 教職員が自分の授業動画を教職員仲間に見せるために個人でウェブサイトにアップロードする場合はどうなのか。

○弁護士 授業の過程における利用ではないため、原則に戻つて教材の著作権侵害の問題が生じる。さら

に子どもたちの個人情報等の保護や公務員の秘密保持の問題も発生する可能性がある。

○教職員 あるので、個人の判断で授業動画をウェブサイトにアップロードするのは不適切である。

授業との関連

もの個人情報やプライバシー保護の観点からは、I.D.やパスワードで動画へのアクセスできたり、全員に配信したりすれば、公衆送信によるが、授業の過程でければ著作物の利用も許されている。ただし、学校の授業の過程で子どもたちにインターネットを通じた著作物の公衆送信をおこなう

授業の過程で子どもたちに

アクセスできたり、全員に

配信したりすれば、公衆送信によるが、授業の過程で

あれば著作物の利用も許さ

れている。

火災共済・自然災害共済

(住宅灾害等給付金付火災共済)

教職員専用の共済で
災害に備える

補償に関する疑問や心配ごとを専用WEBページでわかりやすく解説！

自然災害に備えるには

地震補償は必要？



家財契約のみでもOK！

イメージキャラクター
あむりん

資料請求・
お問い合わせは

厚生労働省認可
教職員共済生活協同組合 兵庫県事業所
〒650-0004 神戸市中央区中山手通4-10-8 ラッセホール4F

TEL 078-221-9730

ご契約にあたっては必ずパンフレットおよび重要事項等説明書(契約概要・注意喚起情報)をご覧いただき、制度内容をご確認ください。